

河川敷地占用許可準則に基づく都市・地域再生等利用区域の指定等について

神奈川県知事

河川敷地占用許可準則（以下「準則」という。）第22第1項及び第2項の規定に基づき、次のとおり都市及び地域の再生等のために利用する施設が占有することができる河川敷地の区域（以下「都市・地域再生等利用区域」という。）を指定し、都市及び地域の再生等のために利用する施設に関する占有の方針（以下「都市・地域再生等占有方針」という。）及び当該施設の占有主体（以下「都市・地域再生等占有主体」という。）を定める。

1 都市・地域再生等利用区域

(1) 指定範囲

相模川三川合流点地区（別図に示す区域）

(2) 指定年月日

令和4年11月28日

2 都市・地域再生等占有主体

厚木市（準則第22第4項第1号に掲げる者）

3 都市・地域再生等占有方針

(1) 占有の許可を受けることができる施設

準則第22第3項に掲げる施設のうち、河川管理者が準則第23の基準に該当すると認めたもの

(2) 許可方針

- 河川管理者が必要として付した許可条件を遵守すること。
- 占有施設は、治水上又は利水上の支障を生じないものとする。
- 占有許可期間中に周辺住民及び河川利用者等から占有に関する苦情があった場合には、都市・地域再生等占有主体が解決に努めること。

- 占用する区域においては、水難事故、転落事故、その他占用施設の運営・管理上の事故に対する対策を講じるとともに清潔の保持及び周辺への騒音の抑制等の環境の保全に努めること。
- 降雨、水位、風、地震等の情報を把握するとともに、洪水、暴風雨、地震、新型コロナウイルス感染症等の感染の拡大その他の原因による危険のおそれ又は異常な状態が生じた場合は、占用施設の使用を中止し、河川利用者等を円滑に避難させること。